

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-34)

施策名	目標7-2 水俣病対策					
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者等の救済対策、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施する。					
達成すべき目標	水俣病患者等への補償給付、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	15,516	16,340	13,107	11,770
		補正予算(b)	△ 21	△ 735	△ 305	-
		繰越し等(c)	△ 46	182	△ 85	
		合計(a+b+c)	15,449	15,787	12,717	
執行額(百万円)	14,612	14,936	12,149			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」					

測定指標	①水俣病患者等に対する療養費の支給の進捗状況	実績値					目標値	達成
		水俣病患者等に対する療養費を着実に支給					年度	○
	年度ごとの目標値						-	
	②水俣市の観光入込客数の増加	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
25年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	34年度	○
587,136		520,253	542,711	519,678	510,360	495,849	560,000	
年度ごとの目標		472,000	475,000	475,000	481,000	481,000		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あとう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に行われている。 ②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づいて実施される地域振興施策によって、現在、観光入込客数は目標値を上回っている。
	施策の分析	-
	次期目標等への反映の方向性	-

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 特殊疾病対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	特殊疾病対策室長 佐々木 孝治	政策評価実施時期	令和元年6月
-------	------------------	--------------------	--------------------	----------	--------